

厚生労働科学研究費補助金（循環器疾患・糖尿病等生活習慣病対策総合研究事業）  
改正健康増進法施行後における喫煙室の設置状況と受動喫煙環境の評価及び課題解決に資する研究  
分担研究報告書

自治体が独自に受動喫煙対策の規制を強化した「上乗せ条例」の施行状況とその評価の収集

研究分担者 姜 英 産業医科大学 産業生態科学研究所 講師  
研究協力者 岡本 光樹 岡本総合法律事務所 所長

研究要旨：

本研究は、「健康増進法の一部を改正する法律」（改正健康増進法）に上乗せする形で自治体が独自に制定した受動喫煙対策の「上乗せ条例」の施行状況とその評価を目的とした。改正健康増進法が全面施行された2020年4月以降に独自に受動喫煙防止条例を施行・改正した21自治体の条例内容を調査し、対象、規制対象、罰則の有無、加熱式タバコへの対応などを分類・整理した。その結果、子どもや妊産婦への配慮、路上喫煙や飲食店での喫煙対策が多く、加熱式タバコも紙巻きタバコと同様に規制する動きが広がっていることが明らかとなった。今後、各自治体の条例の効果を定期的に評価し、成功例や課題を共有することで、全国的な受動喫煙防止対策の更なる推進が期待される。

A. 研究目的

2018年7月25日に「健康増進法の一部を改正する法律」（改正健康増進法）が公布され、2020年4月1日に全面施行された。この改正により受動喫煙対策が大幅に強化されたが、「特定屋外喫煙場所」や「喫煙専用室」の設置を容認するなど、受動喫煙防止対策には課題が残っている。

2018年6月に成立した「東京都受動喫煙防止条例」は、特に健康影響を受けやすい20歳未満の者や、受動喫煙の防止を要求しにくい立場にある従業員を受動喫煙から守る観点から、改正健康増進法に上乗せする形で独自の条例を定めた。同様に「上乗せ条例」を制定する自治体が増えており、それぞれが独自の対策を講じている。

本研究の目的は、自治体が独自に受動喫煙対策の規制を強化した「上乗せ条例」の情報を収集し、共有することである。

B. 研究方法

2020年4月以後に改正健康増進法に関連する「上乗せ条例」を制定した自治体の条例の名称、概要、特徴、罰則の有無、加熱式タバコに関する規制などの情報をインターネットで収集した。これらの情報を基に一覧表を作成し、条例に上乗せされた内容で分類した。

（倫理面への配慮）

本研究は、人を対象とする研究ではないため、該当しない。

C. 研究結果

2023年3月以降の1年間に新たに受動喫煙防止に関する条例を施行した自治体や、既存条例の内容を改正した自治体を対象に、情報を追加した。こ

れにより、2020年4月以降に受動喫煙防止条例を施行または改正した21自治体について、条例の名称、概要、特徴、罰則の有無、加熱式タバコに関する規制の有無を表1にまとめた。

各自治体の「上乗せ内容」は以下のように分類された。

● **子ども、妊産婦に特化した上乗せ**

清瀬市（東京都）  
袋井市（静岡県）  
広陵町（奈良県）\*

● **子ども、妊産婦に特化した努力義務**

東京都  
兵庫県  
北海道  
青森県  
福島県  
山形市（山形県）  
名古屋市（愛知県）  
寝屋川市（大阪府）

● **路上に特化した上乗せ**

福島市（福島県）\*  
市原市（千葉県）\*  
清瀬市（東京都）  
寝屋川市（大阪府）\*  
豊中市（大阪府）\*  
諏訪市（長野県）  
和光市（埼玉県）\*  
千代田区（東京都）\*  
大阪市（大阪府）\*  
尼崎市（兵庫県）\*

● **路上に特化した努力義務**

三鷹市（東京都）

● **飲食店に特化した上乗せ**

東京都\*  
兵庫県\*  
埼玉県\*  
大阪府\*

● **飲食店に特化した努力義務**

北海道  
岡山県

● **その他の上乗せ**

兵庫県  
北海道  
大阪府  
東広島市（広島県）  
諏訪市（長野県）

\* **罰則ある自治体**

**2024年度に追加／改正**

D. 考察

各自治体が施行した「上乗せ条例」では、特に子どもや妊産婦を保護する内容や、路上喫煙や飲食店での喫煙に特化した規制が多く見られた。

2024年度に新たに施行・改正された条例では、特に路上喫煙対策の強化が目立った。加熱式タバコについても、紙巻きタバコと同様に規制対象とする自治体が増加しており、今後さらに多くの自治体が同様の対応をとることが予想される。

改正健康増進法の施行から5年が経過し、「上乗せ条例」を施行する自治体が増加している。これらの上乗せ条例は健康増進法の見直しにおける参考事例となり得る。

E. 結論

自治体が独自に制定した「上乗せ条例」によって、子どもや妊産婦への配慮、路上喫煙対策、飲食店における規制など、改正健康増進法を上回る受動喫煙対策が講じられていることが明らかになった。近年は特に、路上喫煙対策や加熱式タバコに対する規制が強化される傾向にある。

今後も、条例の施行状況を定期的に評価し、各自治体の成功事例や課題の共有を進めることで、全国的な受動喫煙防止対策の更なる推進が期待される。

F. 健康危険情報

なし

G. 研究発表

1. 論文発表

なし

2. 学会発表

なし

3. その他

なし

H. 知的財産権の出願・登録状況

(予定を含む。)

1. 特許取得

なし

2. 実用新案登録

なし

3. その他

なし

引用文献


岡本 光樹. 各地の受動喫煙防止条例の内容比較.  
厚生労働科学研究費 補助金疾病・障害対策研究分野循環器疾患・糖尿病等生活習慣病対策総合研究  
(受動喫煙防止等のたばこ政策のインパクト・アセスメントに関する研究) 令和2年度 総括・分担  
研究報告書. 2021年.

表. 各自治体の受動喫煙防止条例（2020年4月以後）





自治体	条例の名称	施行時期	罰則	特徴	概要	加熱式タバコも規制の対象
東京都	東京都受動喫煙防止条例	2020年4月1日	あり	子ども特化努力義務 飲食店特化上乗せ	・保育所～高校は特定屋外喫煙場所を設けない義務 ・従業員がいる飲食店 ・全面禁煙の飲食店も標識の掲示義務	明記がない
兵庫県	兵庫県受動喫煙の防止等に関する条例	2013年4月1日 2020年4月1日改正	あり	法規制上乗せ 子ども、妊産婦特化努力義務	・保育所～高校の屋外喫煙所と官公庁の建物内喫煙室を禁止 ・全面禁煙の飲食店も標識の掲示義務 ・建物の出入口で歩道に面した場所の灰皿の設置禁止 ・妊婦の喫煙禁止、20歳未満及び妊婦と同室内・車内の喫煙禁止	○
北海道	北海道受動喫煙防止条例	2020年4月1日	なし	努力義務を上乗せ	・保育所～高校は特定屋外喫煙場所を設けない義務 ・20歳未満・妊婦がいる場所で喫煙をしない努力義務 ・従業員等（雇用関係のない親族や派遣職員等を含む）に対する受動喫煙防止対策に努める	明記がない
岡山県	岡山県受動喫煙防止条例	2020年4月1日	なし	飲食店特化努力義務	・従業員を使用する飲食店は屋内の全部を喫煙可能室としない努力義務 ・敷地内全面禁煙実施施設認定制度	明記がない
市原市 (千葉県)	市原市受動喫煙の防止に関する条例	2020年4月1日	あり	路上特化上乗せ	・路上等重点区域（駅周辺）禁煙 自動車内部で喫煙している者を除く ・違反者には2万以下の過料	○
名古屋市 (愛知県)	名古屋市子どもを受動喫煙から守る条例	2020年4月1日	なし	子ども特化努力義務	・18歳未満対象 ・住居・車内・屋外を明示 ・禁煙治療の普及	明記がない
福島市 (福島県)	福島市受動喫煙防止条例	2020年7月1日	あり	路上特化上乗せ	・市が設置又は管理する公共施設（公用車を含む）は原則敷地内禁煙 ・区域内は路上禁止法（2020年10月1日から） ・命令に違反した者に2,000円の過料（2021年3月1日から）	明記がない
寝屋川市 (大阪府)	寝屋川市子どもの健やかな成長のための受動喫煙防止条例	2020年10月1日	あり	子ども特化努力義務 路上特化上乗せ	・18歳未満対象 ・家庭・車内・路上（学校外周・通学路・公園）を明示 ・市内鉄道4駅周辺は路上喫煙禁止区域 違反者には1,000円の過料	○
山形市 (山形県)	山形市子どもの受動喫煙防止条例	2021年3月1日	なし	子ども特化努力義務	子供が周囲にいる場所（家庭内、同乗している車内、公園、児童遊園など）、学校や保育所等、小児科等の病院又は診療所、その他これらに準ずるものの周辺路上で喫煙をしないように努める	明記がない
福島県	ふくしま受動喫煙防止条例	2021年4月1日	なし	子ども特化努力義務	・子どもや妊婦等がいる場所（家庭、自動車の車内、路上等、公園、児童遊園）で喫煙しないように努める ・第二種施設の飲食店等で、喫煙所を設けていない場合、屋内が禁煙であることを表示するよう努める	明記がない
埼玉県	埼玉県受動喫煙防止条例	2021年4月1日	あり	飲食店特化上乗せ	・従業員を雇用する飲食店は、全従業員の書面承諾を得た場合でなければ、喫煙可能室の設置は不可 ・5万円以下の過料	明記がない
三鷹市 (東京都)	三鷹市受動喫煙防止条例	2021年4月1日	なし	路上特化努力義務	・路上や公園などを含む屋外での受動喫煙防止 ・小・中学校、高校の通学路、「喫煙マナーアップ区域」での受動喫煙防止	明記がない
清瀬市 (東京都)	清瀬市受動喫煙防止条例	2021年4月1日	なし	子ども、路上特化上乗せ	・市内の公私立保育園、幼稚園、小学校、中学校、高等学校などの敷地に隣接する路上での喫煙を禁止 ・市役所庁舎、学校、児童福祉施設、公園や広場、その他市の公共施設の敷地内は禁煙	○
豊中市 (大阪府)	豊中市健康及び安全のための総合的なたばこ施策の推進に関する条例（豊中市スマイルクリーン条例）	2021年4月1日	あり	路上特化上乗せ	・公園、屋外競技場は禁煙 ・市内鉄道8駅周辺を新たに「路上喫煙禁止区域」に指定。喫煙の中止命令を従わなかった場合、2万円以下の過料	明記がない
袋井市 (静岡県)	袋井市たばこによる健康への影響から市民を守る条例	2021年7月1日	なし	法規制上乗せ 子ども特化上乗せ	・18歳以下の子どもが主に利用する施設は敷地内完全禁煙、敷地外隣接道路喫煙不可（努力義務） ・第一種施設、多数の者が利用する第二種施設について、市所管施設は敷地内完全禁煙（特定屋外喫煙場所は設置不可） 市所管外施設は努力義務	○
広陵町 (奈良県)	広陵町たばこ健康（受動喫煙）から健康を守る思いやり条例	2021年10月1日	あり	子ども特化上乗せ	・町役場、さわやかホール、学校、診療所、児童福祉施設等敷地内禁煙（特定屋外喫煙場所は設置不可） ・小中学校の敷地に隣接する路上が路上喫煙禁止区域に指定 喫煙の中止命令を従わなかった場合、1,000円の過料	明記がない
東広島市 (広島県)	東広島市受動喫煙の防止に関する条例	2022年4月1日	なし	法規制上乗せ	・受動喫煙防止区域（公園、広場など）での喫煙禁止（2022年5月31日から） ・禁煙外来治療費助成制度	明記がない
青森県	青森県受動喫煙防止条例	2023年3月24日	なし	子ども、妊産婦特化努力義務	未成年者や妊産婦が利用する施行は特定屋外喫煙場所を定めよう努める	明記がない
諏訪市 (長野県)	諏訪市受動喫煙のない思いやりと健康のまちづくり条例	2023年4月1日	なし	法規制上乗せ 路上特化上乗せ	・第一種施設である市役所庁舎と水道局は敷地内全面禁煙（特定屋外喫煙場所を設置しない） ・受動喫煙防止重点区域での喫煙禁止	○
和光市 (埼玉県)	和光市路上喫煙の防止に関する条例	2006年10月1日 2024年7月1日改正	あり	路上特化上乗せ	・路上喫煙禁止地区での喫煙禁止、吸い殻のポイ捨ての禁止 ・私有地（道路等以外の場所）の喫煙所の設置及び喫煙について、歩行者等に対する受動喫煙への配慮	○
千代田区 (東京都)	安全で快適な千代田区の生活環境の整備に関する条例	2024年11月1日	あり	路上特化上乗せ	・区内全域が路上喫煙禁止、吸い殻のポイ捨ての禁止 ・路上喫煙、吸い殻のポイ捨てを行った場合は2,000円の過料	○
大阪市 (大阪府)	大阪市路上喫煙の防止に関する条例	2007年4月1日 2025年1月27日改正	あり	路上特化上乗せ	・路上喫煙禁止地区での喫煙禁止 ・市内全域が路上喫煙禁止（2025年1月27日から） ・路上喫煙を行った場合は1,000円の過料	○
尼崎市 (兵庫県)	尼崎市たばこ対策推進条例	2018年6月22日 2025年4月1日改正	あり	路上特化上乗せ	・市内全域で歩きタバコ、吸い殻のポイ捨ての禁止 ・路上喫煙禁止区域の喫煙禁止 ・路上喫煙禁止区域で喫煙した場合は1,000円の過料（2025年4月1日から）	○
大阪府	大阪府受動喫煙防止条例	2022年4月1日 2025年4月1日改正	あり	飲食店特化上乗せ	・従業員を雇用する飲食店は、客席面積に関わらず原則屋内禁煙（努力義務） ・客席面積が30㎡を超える飲食店は原則屋内禁煙（2025年4月1日から）	明記がない

2024年度に追加／改正

## 都内における受動喫煙防止対策 -第一種施設-

学校等	医療機関・役所・その他
<p>【学校等に含まれるもの】                      保育所、幼稚園、小学校、中学校、高等学校、高等専門学校、特別支援学校 など</p>	<p>【医療機関・役所に含まれるもの】                      ○ 病院、診療所、助産所、薬局、施術所                      ○ 行政機関の庁舎（事務を行う場所に限り）                      ○ 児童福祉施設                      ○ 大学、短大、専門学校 など</p>
<p>屋内における規制</p>	<p>屋内における規制</p>
<p>屋内にはいかなる喫煙所も設けてはいけない</p>	<p>屋内にはいかなる喫煙所も設けてはいけない</p>
<p><b>屋内完全禁煙</b></p>	<p><b>屋内完全禁煙</b></p>
<p>屋外における規制</p>	<p>屋外における規制</p>
<p>屋外に喫煙所を設けないよう努める</p>	<p>一定の要件を満たした喫煙所のみ設置可</p>
<p><b>屋外喫煙場所設置不可</b></p>	<p>要件① 禁煙区域と区画されている                      要件② 喫煙可の標識がある                      要件③ 施設の利用者が通常立ち入らない</p>
	

## 都内における受動喫煙防止対策 -第二種施設-

飲食店・事務所・その他	特例措置のある飲食店
<p>【飲食店・事務所・その他に含まれるもの】                      老人福祉施設、運動施設、ホテル、事務所(事業所)、飲食店(右記以外) など</p>	<p>【特例措置のある飲食店の要件】                      ○ 2020年4月現在、既に営業している                      ○ 中小企業又は個人が経営している                      ○ 客席面積が100㎡以下である                      ○ <b>従業員がいない</b></p>
<p>屋内における規制（規制は屋内のみ）</p>	<p>屋内における規制（規制は屋内のみ）</p>
<p>原則<b>屋内禁煙</b>。ただし、喫煙専用室（※1）又は指定たばこ専用喫煙室（※2）を設置可</p>	<p>原則<b>屋内禁煙</b>。ただし、喫煙可能室（※3）を設置可</p>
	
	

※1 施設の一部に設置された、専ら喫煙をするための部屋（飲食不可）。標識掲示・たばこの煙の流出防止のための技術的基準を満たす必要有  
 ※2 加熱式たばこのみ喫煙可能な、施設の一部に設置された、喫煙をするための部屋（飲食可）。標識掲示・技術的基準を満たす必要有  
 ※3 施設内部の全部又は一部に設置された、喫煙をするための部屋（飲食可）。標識掲示・技術的基準を満たす必要有  
 ★ 飲食店においては、全面禁煙の場合であっても都条例により、標識の掲示義務が課される



**兵庫県の**  
**受動喫煙対策について**  
～大切なあなたを、たばこの煙から守りたいから～

令和2年4月改正

**県民の皆さまへ**

- 受動喫煙による健康への影響について正しく理解し、適切な行動をとることが大切です。
- 喫煙者はマナーを守り、喫煙が禁止されている区域ではたばこを吸わないでください。
- 特に、20歳未満の方や妊婦さんが近くにいるときは喫煙を控え、受動喫煙の害から守りましょう。



**施設管理者の皆さんへ**

- 施設管理者の皆さまは、従業員を含む施設利用者が、受動喫煙による健康への影響を受けないよう、受動喫煙防止対策をお願いします。
- 喫煙場所を設ける場合、周囲に煙が漏れ出さないようにし、また20歳未満の方や妊婦さんを喫煙場所に立ち入らせないでください。



**主な規制内容**


条例の対象となる施設の区分	規制内容（必要な対応）
保育所、幼稚園、小・中・高校、病院、診療所、クリニック、助産所、児童福祉施設、母子・父子福祉施設など	敷地内・建物内のすべてを禁煙 ※ 敷地の周囲も喫煙を制限
官公庁施設、公民館、大学、各種学校、薬局、マッサージ・整骨院・柔道整復師等の施術所、介護老人保健施設・介護医療院など	敷地内・建物内のすべてを禁煙 ※ 屋外喫煙場所設置は可能
物品販売業、金融機関、理容・美容院、図書館、映画館、社会福祉施設、デイサービスセンター、グループホーム、加齢施設など、多くの者の利用が見込まれる施設	建物内のすべてを禁煙 ※ 喫煙室設置は可能
飲食店 ※ 既存小規模飲食店を除く。詳しくは県ホームページ参照	建物内のすべてを禁煙 ※ 喫煙室設置は可能
ショッピングモールなどの複合施設、道の駅、斎場など	施設(建物)内のすべてを禁煙 ※ 喫煙室設置は可能
観覧場、運動施設(ゴルフ場含む)、動物園、植物園、都市公園、遊園地、キャンプ場、ゴルフ・テニス練習場など	建物内、および敷地内(建物外)のすべてを禁煙 ※ 喫煙室設置、および屋外喫煙場所設置は可能
ホテル、旅館等宿泊施設	建物内(客室を除く)のすべてを禁煙 ※ 喫煙室設置は可能
会社事務所・工場(休憩所含む)など	建物内のすべてを禁煙 ※ 喫煙室設置は可能
パチンコ店など風営法に準拠する施設	建物内のすべてを禁煙 ※ 喫煙室設置は可能
鉄道の駅など公共交通機関の乗降、待合施設	建物内(屋外プラットフォーム含む)禁煙 ※ 喫煙室設置は可能
旅客の運送の用に供する列車・船舶	施設(乗物)内の区域内禁煙 ※ 喫煙室設置は可能

※ 兵庫県では、「加熱式たばこ(IQOS・glo等)」も紙巻きたばこと同様の取り扱いです。  
※ 喫煙室・屋外喫煙場所の要件については、裏面を参照。

**その他、規制区域外でも**

施設管理者は、建物の出入口や自動車の乗降・待合、歩道に面した場所など、相互に人の近接利用が想定される場所については、灰皿等を設置しないなど、受動喫煙防止に必要な対策をお願いします。

【具体的な場所の例】 ●コンビニエンスストア/飲食店/パチンコ店などの敷地のうち、入口付近や通路に面した場所など



# 諏訪市受動喫煙のない思いやりと健康のまちづくり 条例を制定しました



ページ内目次



記事ID：0055100 更新日：2023年4月1日更新

## 受動喫煙から大切な人・家族・自分自身を守るため、受動喫煙防止 にご協力をお願いします



### 受動喫煙防止の必要性

受動喫煙とは、他人のたばこから出る煙や吐き出された煙を吸わされることを言います。喫煙も受動喫煙も、がんや脳卒中、心筋梗塞、喘息などの病気を引き起こす原因になっています。

### 条例のめざすもの

受動喫煙による健康への影響を防止し、次代を担う子ども達をはじめとする市民の皆さんの健康を守るために、取り組みをすすめることを目的としています。

### 条例の対象となるたばこ

葉タバコ以外に、近年普及している加熱式たばこも規制の対象となります。

※加熱式たばことは、たばこ葉などを専用の機器で加熱して発生させた蒸気を吸うタイプのたばこ製品。主流煙には健康に影響を与える有害物質が含まれていることは明らかで、研究調査が進められています。

## 条例のポイント



### 次の場所で周囲に人がいるときは喫煙をご遠慮ください

- ・道路、公園、その他多数の人が利用する屋外
- ・家や車の中で人がいるとき
- ・子どもや妊婦が周囲にいるときは特に配慮する

## 諏訪湖畔公園の一部を受動喫煙防止重点区域に指定します

- ・重点区域：石彫公園から間欠泉センターのサイクリングロードより湖側
- ・区域内は喫煙禁止
- ・区域外であれば人のいない場所で喫煙可能

 [受動喫煙防止重点区域 \[PDFファイル/703KB\]](#)

## 受動喫煙防止対策の推進



### 市の役割

- ・タバコをやめたい人への禁煙支援を行います。
- ・受動喫煙による健康影響を防止するための情報提供、普及啓発を行います。
- ・市が管理する施設の受動喫煙対策を行います。

### 市民や保護者の皆さんの役割

- ・受動喫煙による健康への影響について理解を深め、市が行う施策に協力するように努めます。
- ・公共の場所でも、私的な場所でも受動喫煙を生じさせないように配慮します。
- ・妊婦や子どもの周りでタバコを吸わない、吸っている姿を見せない、煙のあるところに連れて行かないなど、家族全員で受動喫煙防止対策に取り組みます。

### 事業者の役割

- ・受動喫煙による健康への影響について理解を深め、受動喫煙を防止するための環境整備に努めます。
- ・市が行う施策に協力するように努めます。

## 市が管理する施設の受動喫煙対策を進めます



市内小中学校、保育園などに加え、4月1日から健康増進法の第1種施設である市役所庁舎と水道局を、敷地内全面禁煙とします。敷地内に喫煙所は設置されませんので、ご理解、ご協力をお願いします。

※第一種施設：子どもや患者などに特に配慮するべき施設で、敷地内は原則禁煙です。学校、病院、児童福祉施設、行政機関の庁舎、バス、タクシー、航空機などが該当します。

 [受動喫煙防止重点区域 \[PDFファイル/703KB\]](#)

 [諏訪市禁煙チャレンジ \[その他のファイル/51KB\]](#)

### このページに関するお問い合わせ先

[健康推進課](#) 健康予防係（保健センター）  
〒392-0027 諏訪市湖岸通り5-12-18  
Tel：0266-52-4141（内線591） Fax：0266-58-0019



### 和光市路上喫煙等の防止に関する条例の主な改正点

加熱式たばこ等の普及による喫煙習慣の変化や受動喫煙防止に対応するため、条例改正を行いました。

#### 改正点1：条例の目的に喫煙マナーの向上を加えました

「喫煙マナーの向上」とは具体的にどのようなこと？

条例では、「市内全域の道路等で喫煙等をしないよう努めなければならない」（第6条）というルールを定めています。このルールを守ることが「喫煙マナー」であり、この条例により、喫煙者が非喫煙者に配慮することを「喫煙マナー向上」の取組の第一歩とします。

#### 改正点2：加熱式たばこ・電子式たばこも規制対象とします

なぜ、加熱式たばこ・電子式たばこも規制されるのか？

火を使わない「加熱式たばこ」やたばこの葉を使用しない「電子たばこ」を規制するのは、使用している物がたばこに該当するかではなく、「喫煙という行為」に着目して、「喫煙マナーの向上」という観点から規制対象としています。

#### 改正点3：私有地（道路等以外の場所）の喫煙所の設置及び喫煙について、歩行者等に対する受動喫煙への配慮をお願いします

私有地の喫煙も禁止されるのか？

私有地での喫煙は自由です。喫煙所や灰皿の撤去を求めません。ただし、道路等にいる人に受動喫煙を生じさせないよう「配慮」をお願いします。

例えば、道路の人通りが多い時間を避けたり、歩行者等がいる方向に煙が流れ出ないように、お気遣いいただくようお願いします。

### 《用語説明》

- ・路上喫煙等…道路等において、喫煙すること、火の付いたたばこを持つこと及びたばこの吸い殻をポイ捨てすること
- ・道路等…道路、公園その他公共の場所
- ・喫煙…たばこを吸うこと又はたばこの葉以外の物質を電気加熱して発生させた蒸気を吸引すること



快適な生活環境を確保するため、ご理解とご協力をお願いいたします



© 和光市

## 路上喫煙に対する罰則条例を全国初制定した千代田区「加熱式タバコ」の路上喫煙者にも過料徴収（令和6年10月1日配信）

このページは、上記日付によるプレスリリース（報道機関への情報提供）を掲載したものです。現在の事業等をお知らせする内容とは限りませんので、ご注意ください。



本日から区内掲示板に周知用ポスターを掲示しています。

千代田区では、11月1日（金曜日）から、区内全域において「安全で快適な千代田区の生活環境の整備に関する条例」に基づき、「加熱式タバコ」の路上喫煙者への過料徴収を始めます。

千代田区は、平成14年10月に全国で初めて、路上喫煙等を禁止するとともに違反行為に対して罰則を科する条例を策定しました。この条例は、受動喫煙による健康被害の防止や火災のリスクの軽減だけでなく、吸い殻のポイ捨てを防止し、街の美化にも寄与しています。

現在、「紙巻タバコ」および「加熱式タバコ」は、本条例による規制対象になっていますが、2,000円の過料徴収については「紙巻タバコ」の路上喫煙者のみで、「加熱式タバコ」の路上喫煙者は、タバコとして分類されない「電子タバコ」と外見上の見分けがつかず、誤って過料を徴収する恐れがあるため、口頭指導・注意にとどめておりました。

しかし、近年「加熱式タバコ」の販売本数が大幅に増加し、吸い殻の路上投棄も目立っています。また、区民からも「加熱式タバコ」を含めた路上喫煙の苦情が増えており、今後は、「加熱式タバコ」の路上喫煙者にも、「紙巻タバコ」と同様に、2,000円の過料を徴収します。

### 区担当コメント

「現在、区内に82箇所の公衆喫煙所を設置しており、今後も増やしていく予定です。タバコを吸われる方は、喫煙所マップをご確認のうえ、喫煙所をご利用ください。」

[千代田区ホームページ「SMOKING AREA MAP」](#)

参考サイト：<https://www.city.chiyoda.lg.jp/koho/kuse/koho/pressrelease/r6/r610/20241001.html>

## 路上喫煙を禁止する区域を大阪市内全域に拡大しました

ページ番号：630108 2025年2月17日

### 路上喫煙対策について

大阪市では、市民等の安心、安全及び快適な生活環境を確保するとともに、国際観光都市にふさわしい環境整備やまちの美化に積極的に取り組んでいくため、令和7年1月27日（月曜日）から、路上喫煙を禁止する区域を大阪市内全域に拡大しました。

動画（YouTubeページへ）※字幕対応あり



### 「大阪市路上喫煙の防止に関する条例」を改正しました

#### 主な改正概要

- ・ 「大阪市路上喫煙の防止に関する条例」を改正し、これまでの路上喫煙禁止地区（6地区）を大阪市内全域に拡大しました。その対象は本市が管理する「道路・広場・公園その他公共の場所」等とし、この区域で路上喫煙を行った場合は1,000円の過料徴収の対象となります。
- ・ これまでは「火のついたたばこ（いわゆる紙巻たばこ）」のみを規制の対象としていましたが、「加熱式たばこ」も対象に加えます。
- ・ 本市及び補助制度を活用した民間事業者による喫煙所の設置など、分煙施設の整備を進めています。

参考サイト：<https://www.city.osaka.lg.jp/kankyo/page/0000630108.html>

## 尼崎市たばこ対策推進条例

✕ ポスト

f シェア

LINEで送る

印刷

ページ番号1011888

更新日 2024年11月8日

## 尼崎市たばこ対策推進条例

### 条例の内容

「尼崎市たばこ対策推進条例」の概要と本文を掲載しています。

#### 概要

平成30年6月に制定されたこの条例は、市、市民、事業者などが協力してたばこ対策に取り組んでいくためのルールとなるものです。条例では、主に禁煙の支援、受動喫煙の防止、市内全域での歩きたばこの禁止、たばこの吸い殻のポイ捨て禁止、また、路上喫煙禁止区域を指定することなどを定めています。


(令和7年4月1日から)

路上喫煙禁止区域で喫煙した場合  
**【過料 1,000円】**  
を徴収\*します。(尼崎市たばこ対策推進条例 第18条)  
\*徴収予定

---

**1** 路上喫煙禁止区域では  
喫煙できません。

令和6年度中に市内全ての鉄道駅（13駅）周辺を  
路上喫煙禁止区域に指定する予定です。



市ホームページ


---

**2** 歩きたばこ・吸い殻のポイ捨ては  
市内全域で禁止されています。

歩きたばこは、周囲の人が煙で不快な思いをするだけでなく、手に  
持ったたばこが、小さな子どもに当たると大変危険です。

---


**3** 喫煙の際に出たごみは  
持ち帰りましょう。



他都市では、利用マナーの悪さから喫煙所が閉鎖された事例もあり  
ます。一人ひとりの心がけで、喫煙所をきれいに保ちましょう。

---

住みたい、ずっと住み続けたいまちに  
尼崎市 マナー向上推進担当  
TEL 06-6489-6581 FAX 06-6489-6686



マナーは日常から

第一種施設	健康増進法 2019年（令和元年）7月施行	大阪府受動喫煙防止条例 (2020年4月施行)
受動喫煙により健康を損なうおそれが高い者（20歳未満の者、患者、妊婦）が主たる利用者である施設 学校（学校、幼稚園等） 病院、診療所、助産所 児童福祉施設（保育所、児童養護施設等） その他（介護老人保健施設、認定こども園等） 行政機関の庁舎	禁煙（敷地内禁煙） ※ 特定屋外喫煙場所を設置できる 	禁煙（敷地内 <b>全面</b> 禁煙：努力義務） ※ 特定屋外喫煙場所を設置しないこと ★例外措置 禁煙（敷地内禁煙） ※ 特定屋外喫煙場所を設置できる （例）精神科、終末期医療を提供する病院、主に療養を中心とする施設など、利用者への一定の配慮が必要な施設

特定屋外喫煙場所：第一種施設の屋外の場所の一部のうち、受動喫煙を防止するために必要な措置がとられた場所

## ■ 2025年（令和7年）4月1日の施行内容

法の経過措置の既存特定飲食提供施設（以下1から3を満たす飲食店）は店内（屋内）を喫煙か禁煙か選択することができましたが、4月以降は条例により、客席面積が30平方メートルを超える飲食店は「**原則屋内禁煙**」となりました。  
**（罰則あり）**

- 2020年（令和2年）4月1日時点で営業している飲食店
- 個人経営又は資本金が5,000万円以下
- 客席面積が100平方メートル以下

2025年（令和7年）3月末まで

客席面積 100㎡超 原則屋内禁煙
客席面積 100㎡以下 喫煙 or 禁煙 選択可 (経過措置)



2025年（令和7年）4月以降

客席面積 100㎡超 原則屋内禁煙
客席面積 30㎡超 100㎡以下 原則屋内禁煙
客席面積 30㎡以下 喫煙 or 禁煙 選択可 (経過措置)

参考サイト：<https://www.pref.osaka.lg.jp/o100070/kenkozukuri/judoukitsuen/index.html>